

平成 29 年度 第 1 回高知県いじめ問題対策連絡協議会
《議事概要》

- 1 日 時 平成 29 年 6 月 15 日（木）10 時 00 分～12 時 00 分
- 2 場 所 ザ クラウンパレス新阪急高知 3 階 花の間
- 3 出席者 尾 崎 正 直 高知県知事
刈 谷 好 孝 高知県小中学校長会 会長
伊 藤 正 孝 高知県高等学校長協会 会長
吉 田 圭 一 高知県私立中高等学校連合会 会長
宮 田 信 司 高知大学教育学部附属小学校 校長
池 永 彰 美 高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長
森 田 洋 司 国立大学法人鳴門教育大学 特任教授
川 竹 佳 子 高知弁護士会
濱 川 博 子 高知県臨床心理士会 副会長
青 木 巧 高知地方法務局人権擁護課長
門 田 純 一 高知県地域福祉部長
門 田 登志和 高知県文化生活的スポーツ部長
田 村 壮 児 高知県教育長
依 岡 若 行 高知県警察本部生活安全部長
※欠席者 野島 利和、中澤 宏之、時久 恵子、横田 寿生、福留 利也

4 概 要

(1) 会長あいさつ

この連絡協議会の枠組みに沿って、これまでの 3 年間、相談体制や支援体制、さらにはネット問題に対して、さらには、いじめ問題にとどまらず、厳しい環境にある子どもたちに対する対策についても、幅広くご意見をいただいていた。

これまでの 3 年間の取組により、心の教育センターのワンストップ&トータル相談体制づくりや、チーム学校によるいじめ問題に対処する取組等がスタートした。ぜひ、これらの成果を、本当の意味でいじめが減少していく方向に、さらに言えば、厳しい環境にある子どもたちへのサポートが、より本当に力強く行われていけるよう、取組を強化していきたい。

(2) 議事

高知県いじめ防止基本方針の見直しについて

事務局 《資料 1-1、1-2、1-3、1-4 に基づき説明》

会長

基本方針改定について、ご意見、ご質問あればお願いしたい。

委員

国の法律に沿って基本方針の趣旨が徹底するように、大変ご努力をいただいたと思っている。これまでの会議でご意見をいただいた点も十分盛り込まれて、非常にいいものになっている。

ただ、全国的に見て、法の趣旨や内容、それらの周知徹底が、まだまだ不十分であると感じる。今後、県民挙げてこのいじめ問題対策にご協力をいただくように、周知徹底に努めていただきたい。

会長

周知徹底を図るように、努力したい。今年度から、教育長が現場に出向き、先生方に語りかける活動をしておられる。また、民生委員児童委員連絡協議会の方など、ご協力いただく皆さまにも、各部で話をさせていただきたい。

あと、私学の皆さまに特別にご説明する場を、設けるべきではというお話をいただいた。1回、学校長の方々に話させていただく機会をもたれたと伺っているが、担当者の皆さまにお話をさせていただく等、文化生活スポーツ部の方と一緒にご説明させていただく場を設けさせていただきたい。

平成 29 年度の検討テーマ（案）について

事務局 《資料 2-1、2-2 に沿って説明》

会長

これまでの検討テーマである、地域全体での子どもの見守り、ネット問題、相談支援体制、こちらこの3つのテーマを継続し、さらに進化させていきたいということだが、事務局の提案について、ご質問やご意見あればお願いしたい。

では、今年度もこのテーマで取組を進めさせていただく。

今回の協議のポイントについて（テーマ1）

事務局 《資料 3、3-1、3-2 に沿って説明》

会長

厳しい環境にある子どもたちへの学校・地域の見守りの推進と、地域の方に対する児童生徒理解等の研修について説明があった。

今年度7校をモデル校として、それぞれ具体的な取組を推進している。また、モデル校にとどまらず、できる限り地域学校協働本部化し、内容の進化、研修の充実等を進めていこうとしている。

今年度の取組内容について、ご意見をいただきたい。

委員

地域で子どもを見守る取組は必要だと思っている。ただ、民生委員の本分は、子どもだけでなく、高齢者も含め、全ての住民に関わってくる。高知県では児童虐待で子どもが亡くなる事件があり、児童相談所（以下、児相という。）と民生委員児童委員とで見守り体制をつくる取組を先行して行っている。その仕組みの中に、今回説明のあった学校での見守り体制づくりを、うまく取り入れればと思っている。

虐待も不登校も全て同じ観点かと思っている。市町村の民児協の理解度、児相と進めている地域の見守りの進度、行政との連携の理解度も違っているように思っている。着実に進めていただきたいのと、民児協に提案していただくときに、丁寧な説明をお願いしたい。

最近、民生委員の仕事がすごく増えている。あまりにも民生委員が頼られると、民生委員を務めてくれる人がいなくなるのではないかという声もある。地域住民である民生委員と、関係機関との連絡体制も十分につくり進めていただきたい。

会長

特に虐待が疑われる、極めて厳しいケースについては、要保護児童対策連絡協議会（以下、要対協という。）で、個別ケースにまで踏み込んでいただき、民生委員児童委員の皆さまに参画いただくことが大事だと考えている。

特に学校や園に来ていない、乳幼児期の子どもが亡くなるケースが、近年発生している。就学就園前だと見守りのネットワークがなく、地域が、唯一の見守りネットワークになる可能性が出てくる。委員が言われたように、要対協の取組と連携が取れるようにしたい。

ただ、個別のケースにまで踏み込んで、この協議会に参画いただいている割合が、全県下的に見るとまだまだ低いようである。今後進めていくことが大事だろうと思っている。

もう一つ、市町村ごとの理解度が違うことに対する、丁寧な説明の必要性については、本当にそのとおりだと思っている。民生委員の皆さまに、見守り全般を丸投げにするのではなく、チームとして動くことで、より効果的な体制をつくることも可能だろう。また、福祉部からも連絡させていただくので、よろしくお願ひしたい。

事務局

学校支援地域本部の取組について、市町村ごとの民児協の事務局にも説明をさせていただきながら、あと個別に各市町村の単位で、丁寧に説明をしていきたいと思っている。その中で知事が言われた、チームとして取り組めるような体制をぜひつくっていききたいと考えている。

会長

前回までの議論の中で、研修の充実について協議いただいていた。

今年度の県の取組方針に、個人のノウハウの習得にとどまらず、研修を通じてチームづくりにつながる内容を目指すと書かせていただいている。

単なる研修で終わらせずに、例えば4回シリーズにして進めることにより、地域の方とコミュニケーションが進み、4回目が終わったころにはチームができていのではないか。地域の皆さん、講師の先生、民児連の皆さんと顔見知りになって、5回目以降には研修で学んだことが実践できるようになっている、そういう形での研修を組んでいけば、丁寧な説明にもなるし、チーム化にもつながっていくと思っている。

このやり方で実践も試みて、次回にはご報告もさせていただければと考えている。できれば来年度あたりから、本格実施できればと思っている。

観光分野では、よくこういう方法をとる。例えば、旅行エージェントの方に来ていただいて、旅行商品の作り方について研修をしてもらおう。実際そこで宿題が出て、それに答える形で作っていくことをやっていく。これを4回ぐらい繰り返すと、そこに旅行商品ができていいる。実際プロにも見てもらいながら研修するので、できたときには事実上プロの目にも触れることとなり、営業にもつながる、そういう研修をやったりしている。単に研修に終わらせず、それが本当に何か形を生み出す研修となるものを、ぜひ工夫していきたい。

委員

高知市では、小学校区でコミュニティーの連絡協議会というのをやっている。そういうところへ民生児童委員も行けるようにしてもらって、研修会をしていただきたいと思います。

委員

資料 3-1 の現状 2 について、少し教えていただきたい。28 年度の年間活動、実績回数について、

「130校」という捉え方でよいか。

事務局

よい。活動内容は、大きく6つに分かれる。主なところでは学習支援や学校行事の支援、環境整備、登下校の見守り、部活動支援、その他地域の文化芸術、伝統芸能継承といった取組が主になる。

委員

このカウントというのは、1名でも参加していたらカウントしていることになるか。

事務局

カウント上そうなる。同一日に違う方それぞれが、学習支援、部活動、それから放課後等々の登下校などで指導していただくと、3回というカウントになる。

委員

おそらく、学校はカウントを十分にしきれないと思う。校長会として、昨年度からそれぞれの学校に地域学校協働本部を設置し、地域と連携していくことを始めた。連携がうまくいけば、数字は必要ないと思う。

事務局

各校の活動状況を見るときに、その目安になると考えており、昨年度からこのように統計を取っている。実際、学校・地域連携担当指導主事が、実施回数を含めた年間の学校活動計画を立てている。その上で年度末に、回数を確認させていただいている。縛られるというよりは、一つの目安にしてやってもらいたいということと、細かい活動内容については、去年9月に作成したモデル事例集を参考に、内容の充実を図っていただきたい。

会長

昔あった「放課後子ども教室」の実施について、どれぐらいの頻度で実施しているかと言えば、週1回、しかも土曜日など。ドングリを使った駒作りなど、それで本当の放課後の見守りになっているか、居場所づくりになっているかという議論があった。やはり、実施頻度については、一定カウントさせていただくことも大事ではないかと考えている。

委員

高知県も、このような地域学校協働本部づくりという展開に向けて、実効性のある形が出てきており、子どもたちのためには喜ばしいことだと思っている。

ただ、お話を伺っていると、例えば「充実した学校支援活動の実施」で、学習支援活動、見守り地域活動という具合に柱が立っている。これらは相互に絡む問題であり、それぞれが独立した形で進めていくのではなく、地域コーディネーターと地域連絡担当教員との連携の中で、全体を見通しながら、総合的に関連付ける方向も、内容を充実させるためには必要だろう。

もう1点は、「学校評価」の評価項目。今回の高知県のいじめ防止対策基本方針の方にも、地域の方々知らせながら、学校評価の項目の中に挙げていくという方向が出ている。もう一つは、学校の安全計画にも地域の方々からご意見をいただく。

つまり、情報をいただくだけでなく、地域の方々にももう少し積極的に改善提案をいただきながら、学校や地域のいろいろな方針を、より実効性のあるものにしなが、PDCAサイクルを回し

ていく、こういう手法として使うということも可能だろうなと思っている。これからの方向性としてご検討いただきたい。

会長

学校と地域との定期的な協議の場の確保について、単純に回数というより、PDCAサイクルに沿って進めることが、大事だと思う。そういう形で取り組んでいくようにしたい。

前者について、ばらばらではなくて、相互に関連していることが大事である。このことについて、ご意見があればお願いしたい。

委員

相互につないでいくことは、大変大事だと思う。具体的には、地域コーディネーターが全ての結節点になるだろう。その方を通じて、いろいろと情報をいただくことがあると思う。

もう一つは、定期的な協議の場について。こういう場を使って、情報を共有していくこともあるだろう。個人情報には配慮しつつ、これらの仕組みを使って、相互に関連させていくことも必要になってくるとしている。

会長

担われる方は、それぞれ異なるか。

委員

重なっている場合もあるだろうし、そうではない場合もある。例えば、部活支援をしていただく方は、部活のみをやっているということはあるかもしれない。

会長

取組全体のコーディネートする方はどなたになるか。

委員

地域コーディネーターである。

会長

地域コーディネーターは教員か。

委員

主はPTAのOBであり、PTAの現役の方が3割ぐらい、民生児童委員の方が1割ぐらい、教員を退職された方が何%かいる状況である。地域でよく学校のことを知っていて、校長ともよく意思疎通ができる方、そういう方をお願いしているところである。

会長

実際の運営の中で、どういうふうに工夫して運用していくかという内容について、次回またご説明させていただければと思う。

委員

制度は、とてもよくできているし、整備されてきていると思う。あとはソフト面の充実が大事だ

ろうと思う。最後には、「させてもらって良かった。」という充実感を民生委員の方が感じて、学校も、「本当に助かった。」という感じになれば、どんどん広がっていくと思う。

そのときに、実際この4つのことに関わっていくのは、担任、部活の先生などだろう。そういう先生たちが考えるニーズに、どうマッチングさせていくかは、とても大事だと思う。

会長

今学校の中でもチーム的に取り組んでいくことを、スタートしている。

チームで取り組んでいく中において、地域との協働の在り方について、必ずテーマとして取り上げてやっていかなければならない。

委員

いじめや虐待の兆候を、かすかな発信から捉えて、早く手を打つということは、重大な事態を生まないためにも大変大事だと思う。

ただ、この4つの中で、特に4番目の地域活動だが、いじめを防ぐことにおいて、誰もいじめの側になるかもしれないという状況の中で、地域の果たす役割というのは非常に大きい。例えば、高校でも、地域活性化のために高校生が活動することを通して、周りからも認められて自尊心が高まっていく。こういう生徒は、恐らくいじめの側に回る可能性は少ないという気がする。これは小学生も中学生も一緒だろう。学校とは違った物差しで、認めてもらえる場が地域にあれば、いじめを防ぐ点で、非常に大きな力になるのではないか。地域と学校との連携を考えていく上で、一つ視点として入れていただければと思う。

委員

実際にその兆候を発見したときに、どうやってそれを吸い上げていくか。個人情報の問題も出てくるし、事案によって違うとは思いますが、どこに報告をするのが良いか、見つけたときにどうするのが良いか、体制づくりや研修を行っていくことが必要だと思った。

事務局

資料3ページ、地域の方々から情報を収集する機会の確保について、いじめ等の情報収集の窓口の周知が必要だと思っている。例えば、いじめの関連の対応担当の先生を、いじめの対応の組織に、しっかり位置付ける。この先生が、まず情報を一元的に集める。

会長

事実上、コーディネーターではないか。

事務局

直接コーディネーターに情報が行く場合もあるかと思うが、直接、地域の方が緊急に連絡をした場合であれば、学校の窓口にとということもあるだろう。

会長

定期的にある協議の場で言えば、多分遅くなる。2週間、1カ月と待っている間に、事態が急激に悪化するかもしれない。速やかに、兆候を学校側に伝えられる体制が大事としたときに、その窓口をどう徹底していくかということになるだろう。

事務局

いつでも情報をもらう窓口は、この先生と決めておくこともあろうし、地域コーディネーターが情報を預かる方法もあると思う。どの仕組みがよいか検討したい。

会長

多分そこを徹底しておかないといけない。ここに「機会の確保」と確かに書かれている。今言われたことを踏まえて、日々の窓口を一元的に、しかもたらい回しにならないようにワンストップで受けられるところをつくっておくことを、意識しておく必要がある。

委員

緊急時にいつでも連絡できる教員であったり、コーディネーターになったり、そこを明示して、しっかりとお知らせしておく、そういう仕組みをつくる必要がある。対応をさせていただきたい。

委員

法務局でも子どもの人権 110 番という、子どもの相談を専門的に受け付ける窓口がある。

また、弁護士会でも子どもの 110 番をもっている。県だけではなくて、国やさまざまな機関において、子どもの人権問題についてはいろいろと相談窓口があると思う。

法務省で子どもの人権問題について相談を受けた際、心の教育センターと連携している。関連機関が入手した情報を、どこに情報提供したらよいかをまとめていただくことにより、情報の一元化、さらなる早期の解決につながると考える。

事務局

法務局からの情報のうち、重篤なものについては当課にも相談いただき、対応することもあるが、全ての情報を共有しているということではない。本当に連携が必要な部分は、連絡をいただき、学校と一緒にあって対応していくということになっている。

会長

もう少し、窓口の在り方は改善したほうがよいか。

委員

心の教育センター、県の中にワンストップ窓口を設けているので、そこが一つ情報の集約窓口になるのではないかな。その活用を考えていくと、さらなる優れた組織になるのではないかな。

委員

いろんな相談機関について、印刷物を学校の全生徒に配付している。それらが一つのチャンネルとしてあることを前提として、地域において、学校と直接連携する窓口は決めておいたほうがいいのではないかなということと思っている。

相談機関同士の連携については、確か協議会をつくっていただき、連携のあり方について検討いただいている。法務局から、心の教育センターに情報をいただく仕組みができると思う。

事務局

関連機関連携については、昨年度から当センターで児相や法務局、弁護士会等も含めた、関係機関連絡協議会を、年間 2 回開催している。それぞれの現状を共有し、今後の連携の在り方等を協議

する場として、本年度も、5月31日に第1回目を開催した。

個別事例を全て出すことは難しいが、昨年度も1～2事例、法務局から共有されたケースについて、当センターに来ていただいて、個別に相談させていただいているケースもある。

会長

できる限り、共有すべきは速やかに共有する必要がある。例えば、次、6月20日に会議があるから、それまで5日間待っているのではなく、関係ネットワークの中でできる限り速やかに共有されることが大事ということだろう。検討したい。

委員

まず一つは、相談窓口について。相談する側の事情や思いがある。多様な窓口を開いておくことが必要である。

ただ、相談を受けるだけでなく、その事態にどう対応するかが大事になってくる。一定は、今の心の教育センターがされるとしても、やはり学校が重要な働きをしていただかなくてはならない。そうすると、とにかく情報が停滞しないように、すぐさま学校へ連絡していただきながら、法令で義務付けられている学校の組織が、速やかに会議を開いて、対処をして、方策を出していただく。ここまでつないでいただくことが、非常に大事だと思っている。

ただ全国を見ると、組織の開催は、随時緊急時ではなく、定期的で開催しているところが随分ある。特に、義務教育段階。そうすると、いくら早く情報を吸い上げても、学校になかなか届かない。事情や状況によっては、教育委員会とすぐさま連携、対応していただく体制も必要と思っている。

会長

実は今年度から、いじめ問題についてチーム学校で対処しようということで、事実上、毎朝、学年会をやるようになってきている。特に緊急の事態が発生した場合は、学校全体で緊急の会議も開くとしているので、そういう意味ではレセプター側の随時性は、だいぶ確保されるようになってきている。

ただ、多様な窓口で収集している情報の共有が、定期の会議まで待っていないか心配になった。それぞれのルートが全部、随時という形になっているかどうか、確認をお願いしたい。

委員

私の聞いているところは、週に1回程度は定期的に生徒指導に関わる会を行っている。朝は、各学年会で情報共有しながら全体で共有している。緊急時にも実施している。

高知市であれば教育支援センターの不登校担当等、もろもろのコーディネーターも入っていただき、専門機関の方にも必要に応じて入っていただけるような組織が、ほとんどの学校ができているというふうに思っている。

会長

次回、こういう形でというところで示すようにする。そのときまでに、改善すべきはするようにしておく。

今回の協議のポイントについて (テーマ2)

事務局 《資料4、4-1(1)、(2)に沿って説明》

会長

ネット問題について、いよいよこの青少年保護条例の改正ということまで踏み込んでいこうということで、検討を進めてきた。こういう形で取り組ませていただきたいと考えている。

委員

元々が刑事部門の所属だったので、子どもたちの非行や被害などを見てきた。その中でもネットの問題は大きいと感じている。県警も、今回の条例改正を一つのきっかけにしながら、努力をしていかないといけないと感じている。高知県の子どものために、非常によい条例になっているという感触を受ける。条例が成立すればしっかり応援していきたい。

委員

法務局では、インターネットを利用する際のトラブルへの対処方法について、NTTドコモと連携したスマホ・ケータイ安全教室というのをやっていることを前回もお話しした。

各学校に対し、教室の実施を提案すると、県警による教室を実施しているという話を聞く。官だけではなく、民と連携をして、より効果的な啓発活動を行っていければと考えている。

会長

そういう視点も生かしていくようにする。

委員

高知県のスマートフォン所有率が、全国に比べて非常に高いという意味では、適切な条例の改正の機会、きっかけにもなる大きな事由だと思っている。

日本経済新聞の抜き刷りを配らせていただいた。これは、国の第1回いじめ問題対策協議会の内容であり、今の相談機関や子どもたちの実態を踏まえると、電話相談に限られている今の相談機能は、ミスマッチが非常に多いという状況が指摘された。

10代の若者を15年に調査した総務省のデータでは、固定電話や携帯電話を使うことが非常に少なくなっている状況。つまり通話ではなく、LINEやFacebook、Twitter等を活用したコミュニケーションが主流になってきている。メールも、かなり限られてきている。窓口へのメールの相談率も、特定の子どもが集中して送信するので、件数は上がるが、実人数は下がる傾向が出てきている。私どもは、この状況をいじめ相談のミスマッチ問題と言っている。

まず媒体のミスマッチ。これは今申し上げたように、音声通話に限定された相談窓口の有効性が非常に薄くなってきている。

次に、相談員のミスマッチがある。深刻になっているのが、SNS、LINEすら使ったことがない相談員がかなり含まれている。

3番目は、転送のミスマッチがある。SNSへ送られて来たメッセージを、各都道府県に転送するが、それらを受け付ける機器、窓口すらない状況があるところがある。

そういう意味では、まず国が持っている、電話のSOS、24時間の相談窓口。これにもSNSを組み込もうという動きが、ちょうど一昨日、方向性として出されたところである。転送や相談員のミスマッチも、いかにその都道府県で対処していくか。

SNSも、市町村単位で各学校に既に実施しているところもある。例えば、越谷市、柏市。そういうソフトやQRを開発している会社も、実に熱心になってきている。国会議員でも、かなり熱心な方々がいる。相談体制にSNSをいかに組み込んでいくのが非常に大事になってくる。

そのときに、今までのような被害相談を受け付ける役割も当然あるが、例えばLINEなどの中

から変な内容を見つけた方が、相談のSNSやQRへ書き込んで通報する。そのLINEに入らなくても、うちの学校のクラスにこんなことがあるよという形で。いわゆる脱傍観者として、SNSで気軽に書き込める。その気軽さ、匿名性をうまく確保したい。

これからの国の検討課題になっているのが、自由に書き込める仕組みをどのようにつくっていくか、そのプログラムやソフトをどう開発するのかである。これは、今年度の概算要求に乗せていく方向性で論議している。高知県としても、傍観者といわれる子どもたちを、いじめの防止へ向けていかに主体的に行動させるかというところも、大きな役割を持っていると思う。

単なるいじめ発見という端緒だけではなく、ある意味では全体の抑止効果、さらにその背景には、「これはチクリじゃないんだ」、「ある意味では正義を行うことなんだ」といった思想を、ヨーロッパでは子どもたちに熱心に教育している。それを放置すれば、新たな被害者が出るということについて。そういうものを抑止していくのは、市民としての意識、シチズンシップの在り方だということに根ざしながら進めていくというのが、今のヨーロッパの方向性である。そういうことを進めながら、全体の抑止体制、防止体制を敷いていくのにも、SNSというのは非常に有利な状況を持っていると言われている。ぜひとも高知県で一度ご検討いただきたい。

会長

提案いただいたことについては検討したい。

今回の協議のポイントについて（テーマ3）

事務局 《資料5、5-1、5-2に沿って説明》

会長

先ほど、いじめ問題について、チーム学校で対処するように、今年度から強化をしたという話をしていた。具体的な姿はとにかくこの資料5-1に書かれている取組になる。教育大綱も改定して、今年度から、それぞれの学校で実行いただいている。

相談支援体制の在り方について、ご意見をいただきたい。

委員

心の教育センターでは、今年度、カウンセラーを増やしていただき、とても仕事が増えている。資料では、受理相談件数は前年度よりも増えていないが、別で伸びている。

まず、研修会や緊急支援等の対応で学校に出向くことが、4、5月で45回あった。出向くと半日から1日を要する。去年度は24回ぐらいなので、倍以上に増えている。

緊急支援は4～6月までで21回。その中で、命に関わるケースも4ケース。カウンセラーが増えたことで、初期対応の支援が増え、それが機能しているということが言えると思う。

それから、10校を定期的に月1回訪問する事業が始まっている。指定校以外の学校から支援の要請が来ても、すぐに行くのが難しい状態が出てきている。今後、来年度のことも考えて、業務内容の精選が必要。研修会を心の教育センターがしないと無理なのか、人権教育課、特別支援教育課、生涯学習課とかで共有できるのか。研修内容の精選が要ると考えている。

私自身は、心の教育センターの基本姿勢は指導ではなく支援だと思っている。指導になると、先生方も相談しにくい。今の人員でのワンストップ&トータルの方策が、今後の課題になってくる。

会長

非常に大事な話である。センター職員の方も頑張っているが、体制を増やしたことで、

仕事が増えている。また各校の意識も高まり、センターに対する相談も増えている。業務の精選について、少し検討してみる。

委員

心の教育センターとしては、学校の支援の方に注力をしていきたいということかと思っている。これまでにやってきていただいた研修機能を、人権教育課、特別支援教育課、そういったところどこまで担っていけるかということについて、ご相談もさせていただきながら、協議していきたい。

相談窓口、機能のミスマッチについて、私も感じていた。というのも、メール相談が意外に伸びていない。むしろ減少傾向にあるところを見ると、どうも、今の若い子どもたちの相談しやすい媒体は変わってきているのではないかという感触はあった。ぜひ検討させていただきたい。

委員

最初に出された地域での見守りについて、国立学校では、登下校を中心に、日頃から地域の方々から、さまざまなご意見をお寄せいただき、大変お世話になっている。また、PTAの方々のご協力をいただき、活動支援や見守り活動など、協力いただいている。

それから、相談などはその都度、職員中心に行っており、日々情報を共有している。

また、サミットに向けて、子どもたちを中心にいろいろと企画をされており、参加をさせていただくのでよろしくお願ひしたい。

委員

私立学校では、県の私学・大学支援課からご指導いただいている。今日、お話を聞きながら、私学・大学支援課との連携を深めることが大事だと思った。私学9校が緻密に連携を取りたい。そのためには、校長会等の際に、私学・大学支援課に来ていただいて、情報共有したいと考えている。

委員

校長会でこういった情報を上げさせていただき、教育委員会とも一緒になって、指導に当たられる主事との勉強会などの機会にもぜひご参加をいただければと考えている。加えて、私学に対しては、その他さまざまな支援策があるので、校長会や学校訪問をさせていただいた際に、積極的に情報共有、支援をさせていただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

会長

大変活発にご議論いただき、感謝申し上げます。条例の改正、心の教育センターの体制、学校での体制、それぞれ今までご意見をいただいていたことを一つ一つ実行していくにつけて、その効果についても感じているところである。ただ、物事を進めていくと、また新たな課題が出てくるということもある。常にご意見をお伺いしながら、改善を積み重ねていければと思っている。

本日いただいた意見をもとに、施策を取り込んでいく際の視点として、反映させていただきたい。次回に向けていくつか宿題もいただいている。しっかり整理して、次回お示しさせていただきたい。

次回11月9日は、ちょうど予算編成のスタート期の直前になる。またぜひ、より具体的にご意見をいただき、次年度以降の体制の強化にもつなげていければと思うので、よろしくお願ひしたい。